

自営業者の収入について

自営業者の収入は、【年間総収入から「※直接的必要経費」を差し引いた額】となります。所得税法上の所得とは一致しないものとなりますのでご注意ください。

※直接的必要経費…その費用なしには当該事業が成り立たない最小限の経費として、ローソン健保が認めたもの。
これは市区町村で交付した所得証明書では判断ができないため、確定申告書類等を提出いただき判断することとしています。

自営業の収入　＝　【　売上金額　－　直接的必要経費　】
※自営業の収入とは別に恒常的な収入（給与収入、年金、恩給等）がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

当健保が認定する「直接的必要経費」は下記のとおりです。

「○」・・・直接的必要経費として認められる経費（裏付け資料等は原則不要です。）
「△」・・・条件（備考参照）付きで直接的必要経費として認められる経費 ⇒証憑書類等を添付し、【直接的必要経費申告書】にて申告することで、認められる場合があります。
「×」・・・直接的必要経費として認められない経費
「※」・・・この項目に金額がある場合、その内容によっては扶養認定できません。

科目	認定可否	備考
売上原価	○	
給料賃金	※	従業員に賃金を支払っている場合、認定対象者は社会的責任を果たす立場となり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることは妥当ではないため、扶養認定できません。（専従者給与含む）
外注工賃	×	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	※	事業所と自宅の所在地が異なる場合⇒扶養認定できません。（貸店舗等を借用しての事業とみなし、内職程度の範囲を超えるものとみなされるため。） 事業所と自宅の所在地が同一の場合⇒元々の居住スペースでの事業であり、事業のために新たに発生した費用ではないと考えられるため、直接的必要経費として認めません。 ※事業所と自宅の所在地については、収支内訳書に記載の住所にて確認します。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	△	事業内容により、詳細を確認させていただく場合があります。
水道光熱費	※	事業所と自宅の所在地が異なる場合⇒扶養認定できません。（貸店舗等を借用しての事業とみなし、内職程度の範囲を超えるものとみなされるため。） 事業所と自宅の所在地が同一の場合⇒元々の居住スペースでの事業であり、事業のために新たに発生した費用ではないと考えられるため、直接的必要経費として認めません。 ※事業所と自宅の所在地については、収支内訳書に記載の住所にて確認します。
旅費交通費	×	
通信費	×	
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	原則は認められませんが、事業の内容と修繕の目的を確認した上で認められる場合があります。
消耗品費	△	原則は認められませんが、使用用途によっては認められる場合があります。
福利厚生費	×	
雑費	×	

【自営業者の扶養認定・調査時の提出書類】

必須	①確定申告書　第1表、第2表（写）	税務署の受付印があるもの（電子申請の場合は、受理日時の記載があるものまたは受信通知データと申告データ） ※1ページ目だけでなく、すべてのページを提出してください。
	②収支内訳書または青色申告決算書（写）	
直接的必要経費 の申告を希望する 場合	③直接的必要経費申告書	上表の「△」の科目について直接的必要経費として自己申告を希望する場合は、この書類を提出ください。提出がない場合、その科目は経費として認められません。 ※④について、品目名や用途が明確でない場合、直接的必要経費であるかが判断できません。そのため、品目名や用途の記載がない場合は、当該書類に追記してください。
	④③の証憑書類（元帳や領収書など）	

※分離課税を行っている場合は第3表も提出してください。
※提出後、さらに詳細確認が必要となった場合は、追加書類を依頼する場合があります。予めご容赦ください。